

# 令和 7 年第 3 回定例会議事日程（第 3 号）

令和 7 年 9 月 17 日（水）

午前 10 時 00 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

新 保 祐 介 議 員

岸 本 加代子 議 員

矢 岡 匠 議 員

## 令和7年第3回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和7年9月17日  
招集の場所 吉富町役場二階議場  
開会 9月17日 10時00分  
応招議員 1番 新保 祐介 6番 横川 清一  
2番 丸谷 宏一 7番 是石 利彦  
3番 角畠 正数 8番 岸本加代子  
4番 向野 倍吉 9番 矢岡 匠  
5番 太田 文則 10番 山本 定生  
不応招議員 なし  
出席議員 応招議員に同じ  
欠席議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 町長 花畠 明 子育て健康課主査 久保 順也  
副町長 和才 薫 上下水道課長 奥家 照彦  
教育長 若山誠一郎 地域振興課長 守口 元子  
未来まちづくり課長 危機管理室長 別府 真二 教務課長 石丸 順子  
総務財政課長 奥本 仁志 建設課長 軍神 宏充  
住民課長 南 博己 会計管理者 検査会計室長 奥本 恭子  
税務課長 ふるさと納税推進室長 岩井 保子 吉富保育園長 高尾 広篤  
福祉保険課長 友田 哲也 吉富幼稚園長

本会議に職務のため出席した者の職氏名 局長 中家 立雄  
出席した者の職氏名 書記 川端 晃輔

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、丸谷議員、角畠議員の2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 一般質問

○議長（山本 定生君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は事前通告に沿ってお願いします。また、質問内容には責任が伴うことを十分留意するよう重ねてお願い申し上げます。

なお、本日答弁のために出席予定であった子育て健康課長が傷病のため欠席し、同課主査が代理として出席しております。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また、答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に表示されますので、消費時間を確認し厳守してください。

それでは、新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 議席番号1番、新保祐介、通告に従って質問をいたします。

まず、町民の皆さん、私たちの大切な税金、その使い道が本当に適正なのか。これは行政の根幹であり、町民の信頼を守る最大の責務です。特に、子育てや福祉の分野において、1円たりとも不透明な使い方は許されません。今日はその真実を一つ一つ明るみに出していきたいと思います。

1つ目、公金の適正利用と公平性の確保についてです。

毎年7月、この時期には認可保育園に県の指導監査が入ります。園の運営に投入される公金が透明性をもって適切に使われるよう、その使途には一層の厳格さと公平公正さが求められます。今回、私、情報を公開請求させていただきました。その中に、昭和保育園などもございましたが、私が見る限り、特段大きな問題はございませんでした。

しかし、問題が続出している保育所がありまして、監査の結果に基づき、公金の適正利用について不明な部分がありましたので、認可保育所、つくしんぼ保育所の運営費についての質問をさせていただきます。

1つ目、土地賃料の急騰について。まず、こちらのフリップで御説明させていただこうかと思うんですけども、ちょっと小さくてすみません。まず、吉富町の推薦により、福岡県から認可が下りたつくしんぼ保育所。その運営と管理をしているのが社会福祉法人わつなぎ会になります。この運営資金も、公金、町の血税も入っております。このつくしんぼ保育所の土地は、地主がおりまして、いわゆる土地の上に建物を乗せているということで地主がおるんですけども、もちろん地主は何もしなくても土地代が入るというシステムになっています。福祉の心があれば、町に差し上げる保育所などもあるんですけども、ここに関しては深く追求してもしょうがないので、これはよしとしましょう。

ところが、ここからが問題なのです。情報公開請求をした書類には、県と町が一緒に監査に入ったときに判明したんですけども、保育所から地主へ土地の賃料が月額3万1,000円から、いきなり15万円という急騰をしている額を払っているんです。5倍です。年間で計算すると37万2,000円だったのが、いきなり180万円という金額を支払っているという、差額が140万円以上あるんです。

もともとは、これは公金です。この土地が急に値上がったのが一体何かというのがちょっと分からぬんです。そもそも、町が認可を下ろしている以上、町にも当然責任があるんじゃないかと思いまして、事前の説明があったのか、また、町としてはどのようにこれを受け止めているのか、お答え願えればと思います。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課主査。

○子育て健康課主査（久保 順也君） まず、課長が傷病療養中のため、代理で答弁をいたします。不慣れなものなので、意に沿わない回答もあるかと思いますが、御容赦ください。

今年度も保育所に対する指導監査を、福岡県の担当部署である田川保健福祉事務所監査指導課と合同で実施いたしました。御質問の土地の賃借料につきましては、保育所会計に関する内容となり、県が担当する監査事項となりますので、県より、つくしんぼ保育所に対して指摘があったものです。町としましても、今回の監査で初めて判明した内容になりますので、事前の説明などは受けておりません。

また、監査当日の県の指摘に対する保育所側からの回答としましては、「不動産屋に聞いた適正価格とした」という口頭での説明のみであり、その根拠となる資料の提示や、それ以上の具体的な説明は当日に限っていえばございませんでした。本来、契約行為は、当事者同士の合意の下、行われるものであり、町への報告義務があるかといえばそうではありませんが、本件は保育所の安定した運営の維持に関わる重要な事案であり、令和5年度に行った認可申請にも関係する書類であります。後日、具体的な説明は受けましたが、監査当日において、根拠資料などが説明されていなかったという点では、保育所の経営や指導監査に対する意識の低さとともに、県の監査事

項とはいえ、町としましても、一般的に一度に5倍となる、年額でいえば37万2,000円から180万円へと142万8,000円の増額は、法人にしてみれば、スムーズに「はい、いいですよ」とはならないのではないかと、法人のカバナンス体制に疑問が残る部分として感じたところであります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 町も知らなかつたということなんですけれども、当然、もうこの支払いというのは始まっているものと思われますが、既にこの180万円に向けて、徐々に支払われているという、よく分からぬ中、勝手に行われているというのか、それがいいのか、悪いのか、ちょっと分からぬところではあるんですけども、そもそも5倍という額が、土地がそんなに上がるのかどうかという気もするんですけども。

血税だったり、当然、公金だったりするんですけども、今、一生懸命、国民保険の値下げとか、弱者のために活動されている同僚議員もおりますけれども、今や町民の中には10円、20円の値上がりで大変な思いをしている方がたくさんおると思うんですけども、その人たちの血税が巡り巡って地主のところに返ってくるという、老舗で巧妙なこのシステムというのは、ちょっとどうも腑に落ちないんです。

何で5倍も土地が値上がりするんだろうかと思いまして、関連でお伺いしたいんですけども、以前、東京でいえば、板橋区とかのマンションで、家賃が7万円ぐらいが19万円に跳ね上がったという、2.5倍ぐらいな値上げをしましたよなんていうのが発覚してニュースになったと思うんですけども、それは中国人才オーナーがそこを知らなかつたということで、結構なニュースになったんですけども、まさかとは思うんですけども、つくしんぼ保育所の土地の所有者が、そういったことで外国の方に替わっているとかというのはございませんか。ある、なしでお答えいただければと思います。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課主査。

○子育て健康課主査（久保 順也君） 私が把握している範囲は、契約当時から替わってはございません。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 替わっていなければ問題ないです。当然、もともとの地主であります岸本さんがやられているんだと思いますので。

ただ、今回、答弁の中で気になる点があつたんですけども、答弁の確認です。不動産屋に聞いた適正価格にしたと言わされたのは、間違いないですか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課主査。

○子育て健康課主査（久保 順也君） 監査当日、私自身も同席しておりましたが、間違いありません。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） これも1つ、大きな流れについての関連です。吉富町では、土地が5倍になったということもちょっとあれなんですけれども、何か大きな都市開発の工事の計画があるとか、大きな幹線道路ができるとか、例えば、つくしんぼ保育所の近くに大きなマンションが建って、すごい人がいっぱい入りますよみたいなことがあるような計画とかというのはござりますか。ある、なしでお答えいただければと思います。

○議長（山本 定生君） 和才副町長。

○副町長（和才 薫君） 町が把握をしている、民間等でそういった大規模な開発は聞いておりません。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員、今、②でいいですか。

○議員（1番 新保 祐介君） 関連なので、関連じゃないところで本当の質問に行きたいんですけども、それはだめなんですか。関連は質問の中に含まれちゃうんですか。含まれる。含まれるんですね。分かりました。

○議長（山本 定生君） 2番をそのまま（ ）。

○議員（1番 新保 祐介君） 分かりました。了解しました。ではこれも長くなりますけれども。私、不動産会社に直接お伺いをしました。大変うれしくないんですけども、吉富町というのは土地の価格が非常に、年々右肩下がりになっているんです。そこで5倍という金額、値段が上がることというのはどうなんでしょうかというのをお伺いしました。不動産屋さんに聞けば、「明らかにおかしい、裏がありそうですね」という答えが返ってきました。どうやら不動産会社も、そんなことをやるというのは到底考えられないというようなこと、吉富町の価格で考えたらちょっとおかしいですねということが返ってきました。

これが監査の日に直接言われたということなんですけれども、理事長がちゃんと立ち会っていたのかどうかも分かりませんが、昨年、監査項目が、実は30個ほど出てきました。そのときにも理事長が立ち会っていないと聞いておりますし、1年たって、そういった監査項目もいろいろ改善されたと思いきや、こんなような別な問題が発生して、大変驚いております。

これで2の質問にまいりますけれども、過剰とも言えるこの賃料の値上げ、土地代ですが、地主の利益を優先しているのではないか。これを聞いた町民の皆さん、僕、一部でそういう話をし

てみました。そうしたら、やっぱりおかしいという声が返ってくるんですけども、地主ファースト、子どもは二の次というような疑念を招くおそれがあります。賃料の公正性・透明性について、町としての見解をお聞かせください。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課主査。

○子育て健康課主査（久保 順也君） 土地の賃料が適正であるかどうかについては、指導監査の後に、つくしんぼ保育所に賃料の根拠となる資料の提示を求め、後日確認したところですが、その資料に記載されている内容が適正なものなのか、そして妥当性・客観性のある価格かどうかについては、今後、慎重に判断すべきものと考えております。あくまで、本件は県の監査事項となりますので、根拠資料の内容について、必要であれば保育所側の説明も伺いながら、県と協議をした上で対応を検討していきたいと考えております。

たとえ認可当初は財政状況の見通しが立たなかつたとはいえ、ある月から急に約5倍にも跳ね上がつた賃料が支払われていたということは、一般的に見て疑念を抱かれる可能性があり、そのことに対して事前の説明などもなく、指導監査当日に県の指摘で初めて判明した事実というのは、少なくとも信頼性を欠く事案であり、誠に残念に思つたというところが町としての見解でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 何か非常にだまされた感じがあるくらいの使われ方だと思うんですけども、この保育所に入って、わつなぎ会というところに入っていって、ぐるっと回つたらお金になりましたみたいな、誰かが得しているみたいな感じの見られ方になっているんじゃないかなと思うんですけども、聞く限り、このつくしんぼ保育所との信頼関係は全然なさそうなんですけれども、ちなみに、今現状、町として、つくしんぼ保育所に対して、独自で監査とか調査とかはされているんでしょうか。

もう一つ、プラスでお伺いできればと思うんですけども、監査のときも含めて、理事長というのは立ち会つたりするんでしょうか。教えていただければと思います。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課主査。

○子育て健康課主査（久保 順也君） 昨年度の監査において、指摘事項が多かつたため、町で令和6年9月11日と12日の2度にわたり、独自の調査指導に赴いております。なお、その際に理事長さんはいらっしゃいませんでした。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 理事長がいないっていうのって、理事長って会社でいう社長だつ

たりするのかなと思うんですけども、最高責任者ということだと思うんですけども、実際に、そうやって監査のときにもいないというのは、通常あるのかどうか、ちょっと僕も分からんんですけども。普通考えれば、法人の責任であり、園の責任でありというところを取らなければいけない立場の人間だと思うんですけども、その方がいないということになると、これは大変問題なんじゃないかと思っているんですけども、この理事長がいない、立会いのない監査とかをやっているところというのは、ほかの保育園、幼稚園とかでございますか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課主査。

○子育て健康課主査（久保 順也君） 町内の私立保育所に限って申し上げますと、理事長の立ち会わない監査というのはございませんでした。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） どうやって法人の責任を果たしているんでしょうね。何かちょっとすごい怪しくなってきたんですけども。

県の監査と町の監査というのは、恐らくすみ分けをしているんじゃないかなという気がしているんですけども、今回、そういったところで、土地の値段がそうなりましたよというのを、県の人と町の人が一緒に監査に入って分かった事実ということで、5倍にもなりましたよという情報がそこで聞けたということで、大変重要なことなんですけども、それって、こういう場で話さない限りは表に出てこないことだと思いますので、できる限り、そのところをうまく風通しのよい感じにしてほしいと思います。

まず、今回、認可の推薦を受けて、公金で運営する、公的にも認められた保育所になったにもかかわらず、理事長がいない、立ち会わない。こういった、勝手に土地代が急に値上がりしていくような管理とか運営とかが、どうも好き勝手にやられている感じがしてなりません。今まで、恐らく安かったから値段が上がったんだと思うんですけども、さすがに不動産の適正価格から5倍にしました。年間約38万円が年間180万円のお金になるという、これは公金と町民の血税になりますよ。もはや正当な調査報告もない中、年間180万円かけて土地代として今も支払われ続けています。

今の答弁でいうと、事前説明は基本的にはないという形に聞こえますが、報告義務はなくともいいといえばそうなんでしょうけども、それはお互い町との信頼関係において成り立っているようなことだと思いますし、それが今ないとなれば、ますます町のところでも頑張っていただかなきやいけないと思うのですが、今回、運営する法人にとって、賃料の過剰な値上げは保育サービス等にも大きく影響する重大案件と考えられます。通常であれば、理事会や取締役会などが行わるべき案件です。

では伺います。つくしんぼ保育所や社会福祉法人わつなぎ会における園長、理事長、役人等を含めた会議や、そういった議事録などの記録は確認をしていますでしょうか。お答えください。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課主査。

○子育て健康課主査（久保 順也君） 保育所の運営に関する様々な案件は、つくしんぼ保育所でいえば、経営主体である社会福祉法人わつなぎ会の理事会で協議し、決定されます。理事会における出席者や議事内容などを記した議事録につきましては、指導監査において必要に応じて県と町が確認しており、土地賃料の値上げの件についても理事会に諮られたことは当課にて確認しております。

しかし、その理事会における議事は、賃料の値上げそのものを1つの議案としたものではなく、保育所の予算に関する議案の中で補足説明にとどまる程度の内容でした。根拠資料に基づく適正価格としているとはいえ、継続的な支出が約5倍にもなるということは、保育所の運営に大きな影響を及ぼす重要な案件であると考えられ、本来であれば、個別の議案として慎重に協議を重ねるべきものであったと思いますが、法人にとってその認識でなかったことについては、運営する保育所の会計に関して将来を見据えた計画性が不足しているのではないかと思うところではあります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 今、お話をいただいて、ちょっと驚いたんですけども、これだけの金額が変わるよと。年間180万円をお支払いしますよ、その差額は140万円にもなるんですよということに対して、議論がされない。それについて重要であると思われるべきことを話されない。これは世間ずれしているんじゃないかと思うような気がするんです。そもそも、全体的に、なあなあなシステムなのか、何なのかよく分かりませんけれども、この重要な土地代ということに対して議論がされていないということは、普通に考えれば保育サービス等に大きく影響をするというのは当然だと思っています。それが議論されないのは、やっぱりおかしいのではないかと。一般の会社のレベルでいえば、この法外な値段を払いますなんて簡単に答えなんか出せませんよ。当然、地主の側に行って、もう1年待ってくださいとか、半年待ってくださいとか、もうちょっと安くしてくださいなり、いろんなことをお話をした上でそういうことが先に進むのではないかと思うんですけども、一切なしでそういうふうになっていって、いきなり支払われ始めているという、何でしょうね、普通の感じじゃないんです。

私が疑念に思っているのは、この社会福祉法人わつなぎ会や、地主である岸本議員の御主人、つくしんぼ保育所の事務をされている同僚議員は、実は公金や血税、そういったことを自由に使える立場、簡単に言えば制度を知っている立場でありますので、そういったことのブラックボッ

クス化になっているんじゃないかなと思って、こういう公金の使われ方をしているんだったら、もうやめていただきたいなと思うぐらいですけれども。保育所のガバナンスの崩壊であったりするので、何よりも子どもたちの未来を犠牲にした制度の悪用だと思われます。

そんな答弁をいただいた根拠資料に基づくと、適正価格と言われておりましたけれども、誰もが納得する根拠なんでしょうか。お答えいただければと思います。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課主査。

○子育て健康課主査（久保 順也君） 根拠資料につきましては、先ほども申し上げましたが、その内容が適正なものかどうかについては慎重に判断すべきものと考えております。県の監査事項でもありますので、県と協議をして対応を考えてまいりたいと思っております。

また、つくしんぼ保育所においても、県の監査指導課とやり取りを行っているということを伺っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） そういうことですよね。土地の適正価格はそういうふうにしかないんでしょうね。多分、そんなに高くはないと思うんですけども。

子どもたちのためにということで、公金という形で入ってきていることなんですけれども、地主ファーストというのはありなんでしょうか。子どもセカンドでいいんですか。大変悲しい感じでしかないんですけども、これがもしまかり通るのであれば、どこもできちゃうということになっちゃうので、すごい気をつけなければいけない案件じゃないのかなという気はしています。

これってどういうふうに感じているのか、ちょっとお答え願うことは可能ですか。

○議長（山本 定生君） 新保議員、今、どこの部分で質問しているのか。

○議員（1番 新保 祐介君） 次の、責任者である理事長に向かうところの間ですけど、その質問で1つ聞いていますが。

○議長（山本 定生君） 和才副町長。

○副町長（和才 薫君） 担当レベルではなかなかお答えづらい質問かと思っております。今、議員がおっしゃったように、地主ファースト、子どもセカンドでしたか、なかなか一概にどういった判断をということは言いづらいのですが、保育所であるということ、それと認可保育所ということで、それぞれ子どもたちの在する市町村から委託金で運営されている保育園でございます。ですので、何が一番かというのは、もう言うまでのないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ありがとうございます。じゃあ質問にまいります。地主ファース

トではなく、子どもファーストであってほしいと思っています。

ではお伺いします。イの部分にまいります。責任者である理事長の常駐を確認していますか。先ほど、ちょっと話を聞いておりますけれども、いる、いないというのは、別に大きなことかどうか分かりませんが、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課主査。

○子育て健康課主査（久保 順也君） 課長も私も、先般、7月9日に行いました指導監査当日に立ち会われた理事長さんにお会いしたのが初対面であり、そのときにも確認を課長からさせていただきましたが、常駐はしていないということです。

また、当然、そういった実情でありますので、担当者として私がつくしんぼ保育所を月1日程度訪問した際にも、理事長さんにお会いしたことはありません。

保育所において、理事長の常駐は義務づけられているものではありませんが、理事長さん御自身がどこまで保育所の状況を把握されているかは存じませんが、保育所の最高責任者として、何か事があるときだけでなく、日頃から保育所に顔を出していただき、全体を把握するとともに、日々子どもたちのために保育に尽力しておられる園長先生や保育士の先生方をねぎらい、サポートもしていただきながら、深く運営に関わり、保育の質の向上に努めていただけることを期待しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 常駐をしなくていいということなんですけども、それなりにお給料ももらっておるでしょうし、公金から払っているんでしょうから、常駐ではなくても、監査が来たときには立ち会っていただいてというのが筋じやないかなという気はしています。

ほかの保育所等々は立ち会っていらっしゃるということでありますので、公金をもらうということでの意識の高さ、そういったものとかがあって当たり前であるのかなという気はいたしますが、実際、初めてお会いしたということではありますけれども、どんなような御対応を、ちなみに監査のときにはされたのか。当然、質問をすれば全部返ってくるみたいな感じはあったのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課主査。

○子育て健康課主査（久保 順也君） 私も監査の当日、理事長さんに質問することもありましたが、私の認識ではありますが、保育所の運営に精通しているようには感じなかったという印象です。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 大丈夫なんでしょうか。私たち町民ですら、確かにされているんじゃないかなと思うくらい……。そんな公金でやられていらっしゃる、なおかつ9,000万円以上の補助金をかけて造った保育所の最高責任者がそのような感じでいいんでしょうかと、大変、この憤りをどこに持っていったらと思っちゃうんですけど。

こういった理事長が不在というのは、最高責任者の責任放棄にも当たるわけすけれども、ようやくオープンして1年です。やっと理事長に会えたという話すけど、どれだけ多忙な人なのかというふうに思っちゃうわけですけれども、やっと会えて、言葉を選ばずに言うと、ていたらくですよね。何でそんなことまで知らないんだというような感じもするぐらい……。恐らく最高責任者だからたくさん給料ももらっておるでしょうし、そんな中で、何でそうなっちゃうのかなと思うんですけど。

今回、そういった理事長を含め、事務員の方、地主の方もいらっしゃるのか分かりませんけれども、土地代がそれなりますよと会議が行われましたという感じになったときに、そんな状況を把握しているか、いないかも分からぬ理事長を入れて会議をやったとて、ちゃんと成立しているのかというのも心配なんです。こうなってくると、そこが全体的になあなあで、ゆるゆるな関係になってしまんかと。地主さんの言葉を、言うことを聞かなければいけないんじやないかというような、そんな状況になってしまんか。公金の扱い方というのは非常に大事だと思っておりますけれども、これって、結構、法的な違反にも引っかかってくるんじやないかなと思って、これは理事長に責任が追つかぶられるんじやないかと思って心配しています。

こうやって、うがった見方をしてしまうと、いろんなことが合致してしまうんですけども、理事長と地主の間に何かあったのかなんて思っちゃうんですが、4番の質問にまいりますけれども、組織の社会的信用には、意思の決定におけるプロセスの透明性が重要となります。地主と運営法人においてどのような関係性・意思決定の在り方が望ましいと考えますか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課主査。

○子育て健康課主査（久保 順也君） 認可保育所は、地域社会と密接に関わる公共性の高い施設であり、安定的・継続的な保育の提供が求められます。したがいまして、保育所施設として利用する土地の貸主との関係につきましては、単なる賃貸借契約における貸し手、借り手という関係だけでなく、信頼性の高い連携と公費が投入されているという事実から、その賃料の妥当性や契約内容の透明性なども重要であると考えております。

そのためには、経営主体である社会福祉法人わつなぎ会は第三者の意見なども取り入れながら、理事会などを通じて保育運営方針を詳細に説明し、その内容を公にするとともに、土地の貸主に対しては、保育所が地域社会に果たす役割や意義を真摯に伝え、事業の目的についての理解と相互の協力的な関係を築いていくことが望ましい在り方であると考えます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） そうですか。分かりました。こうなってきますと、運営運用を見直していくという形を今後は取ってほしいと思うんですけれども、今、もうこの話が表に出でしまったら、町民の信頼を失ってしまうと思うので、どんどん進めてほしいと思っています。

話の流れ上というよりかは、あれですけれども、2番の質問を時間的なことも考えて後回しにさせてもらっていいですか。3番目、（3）のほうの質問にさせてもらいます。公金の適正利用と議員の利益相反の懸念についてです。

実は、私も昨年から一般質問で、ちくちくと、こういった公金についての怪しさみたいなことも含めてお話をしていたんですけども、どうも伝わらないので、はっきり言おうかなと思っています。

社会福祉法人の主な財源は公金でございます。その中で職員には給与としても支払われています。わつなぎ会の職員として働く1人は、現職の町議会議員、同僚議員も働いております。法人の職員としての給与も得ています。また、町議会議員としての血税もいただいております。全然そこは問題ないです。そうやって国のために働いていらっしゃるので、いいと思っています。さらに、怪しいのが、その家族である地主が賃料を得ているという事実があるんです。つまり、町民から見れば、ぐるっとお金が回って、お金がここに戻ってくるみたいな感じにしか見られないんです。公金と税金が、この議員一家のところに流れきっているんじゃないかというような見られ方になっています。そういう構造になっています。

今回、土地代の値上がりもしかり、事務員として現職議員がどこまで関わっているのか。今回の理事会も、御主人の地主として関わる内容には触れているか、いないか、ちょっと分かりませんけれども、何も事が起きず終わっている理事会、これは構造が不透明過ぎませんか。

実は、こういった地主の方の奥様である同僚議員は、町に対する税金の使い方にしても、執行部に対して厳しい質問もしています。予算決算委員会に対しても、町の税金に対しても、厳しく説いています。また、町長の交際費や議長に対する品位や品格に対して厳しく説いています。年季の入った同僚議員の言葉は、非常に重く、責任ある発言として、毎回僕も勉強させてもらっています。

ただ、そんな現職で活躍する議員が、まさか身内の中のそういうお金に対して、年間37万2,000円というのから180万円も支払うという、140万円以上にもなる差額を簡単にオーケーしているのかと。問題提起もせず、激甘な判断をしているのではないかという気がするんです。これはちょっとといかがなものなのかと。

もしかすると、立場が変われば、血税も自分のものなのかもしれません。それはちょっと分か

らないです。でも、これは子どもたちの未来のために支払われた公金、町民の血税であり、5倍にも上る土地代を岸本一家の手元に利益として返ってくることは、当然あり得ないと思っております。全てが返ってきているわけではないので、土地代で入ってくる分はいいです。ただ、5倍というのもおかしくないですかというところです。これを血税の私物化とも言われてしましますし、巧妙にすり上げられた構造ができているんじゃないかなというふうにも勘ぐってしまいます。

なので、次の質問にまいりますが、この利益相反とも言える関係を、町はどのように認識していますか。また、公益性・透明性を確保するために、どのようなガバナンスが必要だと考えますか。お答えいただけますか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課主査。

○子育て健康課主査（久保 順也君） まず、議員一家に税金が流れているという御指摘につきましては、認可保育所の運営費として支払われている公金の使い道の一部として、そこで勤務する議員の職員としての給与、そして土地の賃貸借契約による議員親族への賃料として支払われているという事実に関しては否定できるものではありません。

しかし、そのことが利益相反に当たるのかと言われれば、それぞれに解釈の違いはあれ、職員給与と土地賃借料に対する使途である以上、やむを得ないものではないかと考えておりますが、そもそも利益相反とは、分かりやすく言えば、会社の経営者が自分自身の利益となるような行為を誘導し、その反面、経営する会社には不利益を被らせるようなことを指しております。御質問にある議員一家が運営者ではとの想定に基づく利益相反の論理が成り立つわけですから、その疑念が払拭されることが第一だと考えております。

一方で、社会福祉法人わつなぎ会においては、町民の皆様からこのような疑念を抱かれることがないよう、これまで以上にガバナンスを強化していただき、大切な公金により運営されているという自覚を強く持ち、地域住民から信頼を得られるような、公正かつ風通しのよい保育所運営を行っていただきたいと期待しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） これ、透明性という部分が、ちょっと僕も不明なところなんですね。実は、今、流れでいうと、ガバナンス的にそういうふうになることでという話はありましたが、透明性とかになると、実は同僚議員は、わつなぎ会の事務もやられて、つくしんぼ保育園の事務にも関わっていると思うんです。そうなってきたときに、こっちとこっちと、すみ分けも別にないでしょうし、ここと議員とのすみ分けもないでしょうし、ここと事務員とのすみ分けもないでしょうし、要はここが全く見えていないんです。そういったところというのは、どう判断をしていくのか。別にお金的なことでいうなら、別に税金が入ってきて、それが給料になったり

するわけですから、それはいいと思うんですけれども、そこに対して、そういう5倍になりましたと言つたら、ちゃんとこういうふうにしましようよとかいうようなことだったり、その辺がぐちゃぐちゃになっている気がしていて、そういうところを今後見直さなきやいけないんじやないかなという気がしております。公金を使う重要なところではありますので、その辺、どう思われますか。お答え願えればと思います。4番、ちょっと違うんですけども。透明性な部分だったんですけど。分かりました。じゃあ4番にまとめましょうか。ごめんなさい、議長、質問させてもらっていいですか。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 今のを4番にまとめます。そういう透明性の話でいうと、今後、町の状況として、賃料や契約条項、現職議員との関係性など、公金を投入する認可保育所の運営として適切ではないと思われるつくしんぼ保育所に対して、町としての調査・指導等をする考えはありますか。また、公金が適正・公平に使われるための仕組みづくりに対しての見解をお聞かせください。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課主査。

○子育て健康課主査（久保 順也君） あくまで指導監査の趣旨は、保育所に対して指導・助言を行うことで、安全な保育や適切な保育所の運営を継続することを目的として実施するものであり、毎年、町と県とで保育所立会いの下、聞き取りなども行いながら、必要に応じて改善と報告を求めており、その方針が変わるものではありません。

したがいまして、公金の適正利用について指導することも監査の重要な目的でもあります。今後も県と連携協力して公金が適正かつ公平・公正活用されるような保育所運営が行われるよう、指導助言を徹底し、つくしんぼ保育所におきましては、誰が見ても納得できるような仕組みづくりを構築していただき、子どもたちが安全に保育所に通えるよう、そして保護者の皆様が安心して保育所に預けられるよう尽力していただきたいと思いますし、そのことに対して、町としましても全力でサポートしていかなければいけない責任もあると考えております。

また、先般、県からの監査結果通知におきましても、町と県とで共同して是正または改善をお願いしますとの文章もいただいているところです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畠 明君） もし、仮に運営面等を見て、県や町が監査書類では確認ができない人や何かの力が働いて、法人や保育所の運営が県や町の指導助言に従えないのであれば、これはもう第三者的なアドバイザーか監査委員を、経済面で事務の取扱い、公金を扱うレベルになかなかたどり着かないのなら、もっとしっかりとコンサルタントに改善をお願いすべきだと、今、私

は考えたわけなんですけれども、町もこれに対してはしっかりと助言も行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） コンサルタント、そういういった運営をするというところ、逆にそういったところにお金を今の土地代とかを使っていただいたほうが本当はいいんじゃないかと思うんですけども。

ただ、今後、僕がいろいろやり始める前からだから、恐らく今年で、つくしんぼ保育所が運営準備から含めると3年目になると思うんですけども、今後、今のような特殊というか、いきなり土地代が上がるようなことだったり、監査項目が引っかかるようなことだったり、そういう問題点が出てきた場合、つくしんぼ保育所というのは認可保育所です。町が認めた、県に推薦したところでございます。その母体である、わつなぎ会から運営を外して、違うところに持つてもらうとか、そういうことというのは選択肢がありますか。それぐらいじゃないと、頑張ってやってくれなさそうなので。お願いします。

○議長（山本 定生君） 和才副町長。

○副町長（和才 薫君） 今、議員がおっしゃった運営母体を替えるというのは、それは町の判断でできるものではないと思っております。町とすれば、まず、でき得る改善に向けて、もし改善すべき点があれば、そういう改変に向けて、まずは指導を県と一緒にやっていく。その上で、なかなか難しいということであれば、またその段階で県としっかりと協議をして決めるべきことだということで、今、まだそこまでの段階ではないのではないかというふうには思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 今回、この質問をするに当たって、るべきかどうか、ちょっと悩んだんですけども、全員協議会でも企業版ふるさと納税において企業が応援してくれなくなったというようなことでございました。実は、この以前に、東洋経済という紙面に載ったんですけども、これが非常に町としてもダメージを受けたというようなこと也有って、また、今回、この話をすることで、ダメージを受けてしまうんじゃないかなというような気もしていまして、もうどうしていいか分からないですけれども、公金の使い方に対して、あまりにも巧妙なやり方をやっているんじゃないかなということで、今回話をさせていただきました。ただ、今回、この問題を大きな悪いところを出すというようなことで、きれいなことでクリーン化して、よい町に見られるようにするために、今回のマイナスになるような痛みも必要なのかなというふうに思っています。

ただ、今回、質問において、全然足りない部分もあったので、不確かなることもあつたりとか、まだ質問はしたい部分はあつたんですけども、時間もあまりないので、今回、すぐにこれを別の質問をまとめて、公開質問状みたいなものを町に提出させていただいて、お答えをいただかたいと思っているんですけども、そういうこともできますでしょうか。お願ひできればと思います。

○議長（山本 定生君） 和才副町長。

○副町長（和才 薫君） 町は、そういう書類が提出されれば、適正な事務処理を肃々と行わせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 質問は以上になります。ごめんなさい、町長、これも最後にお答え願えればと思うんですけども、これについて、全体的に通して、今回の問題等々あれば教えていただきたいと思います。

○議長（山本 定生君） 花畠町長。

○町長（花畠 明君） 答弁はあまり考えていないかったんですけども、今、書き留めたんですけども、私たちがこの園を改修するに当たって、子どもに対する思いに非常に感銘を受けた、その当時の理事長さんになられる方は、突如としていなくなりましたので、胸のもやもやはいまだに消えてはいないんですけども、この認可の一端を、私も県とかと関わりを持ちましたので、責任を感じているところであります。町の管理不足は確かに拭えません。

私は常々、議員皆さんとの声は町民の声だと、こういうふうに考えております。まずは御指摘の疑念につきましては、早急に疑念を払拭して対応を、園の運営母体であります、わつなぎ会をはじめ、保育所の皆さんでしっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

ただ、とりわけ、このつくしんぼ保育所の園長さん、時々お会いする機会があるんですけども、大変に熱心な方で、他の2園の先輩認可保育所に1日でも早く追いつきたいということもおっしゃっておられます。真摯な対応に常々感心をしているところです。

また、開園時にも、「町長、おかげさまで無事に認可も下り、開園ができますことになりました。私たち一生懸命頑張りますので」という言葉もいただいて、私も折に触れ、「どうですか、うまくいっていますか」というような声かけもしているところであります。

町も、昨年来、この企業版ふるさと納税を財源とした取組に対しまして、一部議員の方々の疑念に端を発し、全国的に、先ほども新保議員がおっしゃったような週刊誌とか、その後、文庫本にもお話をされた議員さんの名前も書かれておりました。これには、コンサルタントと不正を行っている町的な報道をされ、大変大きな評判を落としている状況ですが、まずもって、不正を行

った事実はなく、国の制度に沿って事務を遂行させていただいており、また、内閣府の担当の方とも常々連絡を取りながら、自分なりに疑惑も晴らすべく、誠心誠意説明責任を果たさせていたいたいたところです。

町と同様に、つくしんぼ保育所の職員さんや役員の方々も、子どもたちの未来のため、町民の福祉向上のため、また、こどもまんなか宣言をしている吉富町のために、一生懸命に取り組んでいることは十分に私も理解をしているところです。ぜひ疑惑に対し、しっかりと説明責任を果たされ、場合によっては是正をいただき、お互いが同じ目的だと信じている、この町民、子どもたちの福祉の向上に向かって、共に信頼し合い、歩んでいければいいなというふうに考えています。町も県と協力して、そのための援助や助言をしっかりと行ってまいりたいと思います。どうぞその辺を（ ）ください。

---

○議長（山本 定生君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時とします。

午前10時52分休憩

---

午前11時00分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほどの新保議員の発言は意見ということでおろしいですね。最後。

○議員（1番 新保 祐介君） はい。

○議長（山本 定生君） 了解しました。

続いて、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。通告に従いまして、3点について質問いたします。

まず1点目は、子どもたちへの福祉の問題。

2点目は、生活弱者への支援の問題。

3点目は、ハラスマント事案に関する第三者委員会の報告を受け、設置され、そして活動した職場環境改善委員会について。

この3点について質問いたします。

まず1点目です。保育施設に入所している3歳以上児の給食費への補助についてお尋ねいたします。現在、3歳以上児の保育料は無償化されておりますが、給食費といいますか、これは副食費なんですかとも、副食費は本町では有料です。近隣自治体を見てみると、無償あるいは第2子から無償など、何らかの補助がなされています。

まず1つの質問として、令和6年度ベースで3歳以上児全員の副食費の無償化に必要な財政

負担はいかほどでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課主査。

○子育て健康課主査（久保 順也君） 3歳以上の児童が保育園を利用する際に支払う副食費、具体的にはおかずやおやつ代等になりますが、これに関し、町では第3子以降については、既に令和元年10月より無償としています。

これを第1子、第2子まで拡充し、保育園に通う全てのお子さんの副食費を完全無償化とした場合に、直近の令和7年9月1日時点の利用状況から推察したところにはなりますが、新たに約550万円の財源が必要となる見込みです。こちらは、第1子、第2子に対する助成金額になりますし、既に町の基準で無償化している第3子以降に対する助成金額である約150万円と合わせて、全体で約700万円の財源が必要となる見込みです。

なお、この推計した金額には、所得要件により国の無償化対象となる児童分は除いて試算した金額となりますので、より実績に近い金額になろうかと思いますが、毎年、各世帯の所得や利用状況によって多少の変動があることにつきましては御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 子育て支援策の一つとして、この副食費を無償化すること、今、（ ）が述べられたんですけれども、一定の財源がかかると思いますが、無償化することについての見解をお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課主査。

○子育て健康課主査（久保 順也君） 本町では、令和5年8月に、こどもまんなか応援センターを宣言し、子育てを全力で応援するための様々な施策を計画的に進めているところです。

今回、議員よりこのような質問をいただきましたが、町では副食費の無償化につきましても、以前より重要施策と位置づけており、既に来年度からの無償化に向けた準備を進めているところです。

特に、近年の物価高騰などの影響により、各御家庭の経済的負担は計り知れない状況にあることは十分に認識しております、町としても、かねてより減免や無償化に関して幾度となく協議・検討をしてきたところではありますが、本年度につきましては、まずは子どもの健康に関する取組を最優先施策として捉え、より対象範囲の広い全ての子どもに対しての医療費の完全無償化を実現すべく推進してまいりました。

副食費の無償化につきましても、こどもまんなかに関する政策として、今年6月から計画的な実施に向け立案していた内容でもあり、今回の御質問につきましては、事前にお問合せなどをいただければ、そのようにお答えすることもできましたので、議員には今後の進捗を温かく見守っ

ていただければ何よりです。

なお、助成するに当たって、当然、財政面での検討も必要不可欠となります。子育て支援サービスをより充実させるためにも、財政面の不安は払拭すべきものであり、そのためには、企業版ふるさと納税による自主財源の獲得に向けても、積極的な働きかけが必要になるものと考えております。町長をはじめ、関係課が各方面にアプローチを行っている中で、相変わらず難しい状況が続いています。1つでも多くの施策を実現させるために、何とか財源を創出したいという思いで取り組んでいるということを、いま一度御理解いただきたいと考えております。

子どもたちが生き生きと健やかに育つことが、明るく元気な町であり続けるために欠かせないものであり、そのための取組につきましては、何とぞ御理解と力強い応援をしていただければと思っております。本町は子育て全力応援に取り組んでおりますが、子育て応援施策を充実させることによって、保護者の方々が本来担うはずの子どもに対する責任を奪うことにつながってしまっては、町としても本意ではございません。今後も保護者の皆様が背負う子育てへの責任に対して、全力で経済的・精神的にサポートしてまいりますので、重ねて御理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 令和8年度から無償化を検討しておられるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課主査。

○子育て健康課主査（久保 順也君） 令和8年度からの実施に向けて検討しております。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） よかったなと思います。よろしくお願いいいたします。

2点目です。生活保護世帯に対する夏期エアコン使用時の電気代の支援についてお尋ねいたします。

生活保護世帯に対して、現在、冬期には冬期加算が支給されています。これは冬期において増加する暖房費等の経費の補填とあります。一方、夏期においても、昨今の危険とされる異常気温に対応するためには、エアコンの使用が必要ですが、増加する冷房費のための経費への補填はありません。制度のほうが実態に追いついていない状況にあると言えます。夏期におけるエアコン使用の必要性について、どのように認識されていますか。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（友田 哲也君） 町では、広報紙や防災行政無線で何度も注意喚起を行っていますように、エアコンの使用は、夏場における健康管理のために非常に重要であると認識しております。

ます。近年の猛暑は、熱中症のリスクを高める要因となっており、エアコンの使用は熱中症予防や適切な室温を維持し、快適な生活を送るために必要であると考えます。加えて、エアコン使用による熱中症の予防は、救急や入院など医療体制への負担軽減や医療費削減にもつながり、結果的に全ての方によい影響を及ぼすことになります。

そのような中、本町のエアコンに対する取組ですが、非課税かつ生活に困窮しているなど、経済的な理由によりエアコンの備え、または設置がない世帯に対するエアコンの購入、設置または修理に要する費用の助成事業を実施しております。この事業は、福岡県内を見ても、京築管内でもやっているのは本町のみの福祉的な取組となっておりまして、住民の皆さんのが熱中症にからないように、今後も、あいあいセンターや地域包括支援センターと連携して、広く広報周知をしてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 低所得者層へのエアコンの購入費、そして設置費用への補助は、7年前ぐらいだったかと思うんですけど、一般質問で取り上げましたところ、当時の担当課長が即答でやりますとおっしゃってくださったのを思い出しました。この施策は、京築ではここだけだと思うんですけど、福岡県でどこかやっているかなと思うんですけど、全国的にもそんなにたくさんじやありません。とても優れた我が町の施策だというふうに認識しております。

先ほどのことなんんですけど、まず、生活保護世帯、生活すらお金が限られている世帯、この世帯に町が独自に支援するとして、どの程度の財源が必要か考えてみたんです。今、冬期加算は3,000円です。3,000円が無理なら1,000円とか2,000円とかというふうに思うんですけども、確かに吉富町の生活保護世帯がどのくらいかというのを掛ければ出ると思うんですけども、大体どのくらいの費用がかかるでしょうか。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（友田 哲也君） 電力会社の試算によりますと、6畳の部屋で1日9時間エアコンを使用した場合の電気代というのが、月に3,000円程度かかるとされております。例えば、猛暑期である7月から9月までの3か月間に生活保護世帯が直近8月末現在で113世帯ありますので、3,000円掛ける3か月掛ける113世帯で101万7,000円と推計されます。

しかしながら、町としましては、お困りの方は生活保護世帯だけでなく、例えば住民税非課税世帯の方々も同様な状況であると推測され、そちらのほうも加えますと、約1,000万円という支給に伴う経費がかかることになります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 生活保護世帯だけだと101万7,000円、低所得者層を加えれば約1,000万円かかるということですね。私は、この質問の中では、生活保護世帯に限つてというか、そこまで広げていただけるとありがたいんですけども、生活保護世帯は本当に厳しい。お金がそれ以上来ないというのがあって、生活保護世帯ということで限定してお尋ねしているんですけども、本町の財政状況から見れば、101万円というのは全然大丈夫だと思うんですけども、町が独自に保護世帯に補助をするというのはどうでしょうか。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（友田 哲也君） 町のほうとしましては、やはり生活保護世帯だけでなく、苦しい方々、そのほか多くいらっしゃると思いますので、もしも支援するのであれば、その方たちまでを含めたところで考えたいと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 町長にお尋ねしたいと思います。

広げていただけるということは、とてもありがたいことではあるんです。ただ、御承知のように、本年6月に最高裁判所は、2013年に国が行った生活保護費の引下げについて、その判断を違法としました。それからおよそ3か月が経過しましたが、国は生活保護世帯に対して何ら措置も取らず、保護費は引き下げられたまま推移している状況です。こういう状況下にある生活保護世帯に、取りあえず命と健康を守るエアコン使用に係る支援を収入認定されない形で行うことはとても大事だと思うんです。これに対して町長はどんなお考えでしょうか。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畠 明君） まずは国でしっかりとと考えていただきたいと思っております。私ども、先ほど課長が答弁しましたように、生活保護を受けられている方、それじゃなくても生活の困窮を受けられている方、同じ目線でしっかりと守っていきたいなど、こういうふうに考えております。やはりいろんな御意見がございますので、今、急におっしゃられても、なかなかここでは私は答弁はできかねますが、議論を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど申し上げましたけれども、生活保護世帯というのは、2013年、保護費が削られたまま、そのままの状態で今も推移しているわけです。つまり憲法で言う、健康で文化的な生活をする状態以下の生活を、今、強いられている。そういう中で、この暑さの中で、エアコンを使いたくても使えないという方もいらっしゃると思います。生活保護世帯は高齢の方も多いです。ぜひこの問題は、もう質問しませんけれども、考えてもらいたい

なと思います。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畠 明君） そういうふうにおっしゃるのであれば、私どもは、いつもふるさと納税、いろんなことをもっとしていきたいんです。本来であれば、3,000万円ものふるさと納税が来る予定でしたが、いろんな諸事情でこれが御破算になりました。こういうことをどういうふうに逆に考えておられるのかなというふうに思っております。議員の皆さんも、ここはしっかりと町と協働で、このふるさと納税企業版でもそうですが、共に知恵を出し合って、前向きに進めていっていただければ、これに勝るものはありません。何をするにもやっぱりお金がいるんです。お金の話ってあまりしたくないんですけれども、もちろんこれからも、今、岸本議員がおっしゃったようなことに対しましては、工夫もしていきたいと思っておりますので、もうしばらくお時間をいただき、また、それなりの返答もさせていただきたい、そういうふうに思っています。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の町長のお話は前向きに捉えたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、3点目に入ります。職場環境改善委員会についてお尋ねいたします。

職員へのハラスメント事案に関する第三者委員会の調査報告を受け、職場環境改善委員会が設置されました。先日の全協の際に一定の報告は受けました。その上でお聞きしたいんですけれども、まず、差し支えなければ、構成委員の名前の報告を求めます。名前の報告が可能でないならば、例えば、自治会長さんとか、複数の中で選ぶ場合はどういう観点で選任されたのか、お願ひいたします。

併せて、進捗状況については報告を若干受けておりますが、その後のこともありますので、改めて報告をお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） まず、職場環境改善委員会の委員につきまして、これは後ほどすぐに公表することになりますので、ここでお答えをしたいと思います。

今回の委員につきましては、真実の解明というような第三者的な要素が強く求められるものではありませんで、町の職場環境改善というような内容を議論することを踏まえまして、本町の状況につきまして、ある程度、御理解をいただいている方々を選定させていただいております。

まず弁護士です。本町公平委員会の委員長であります豊前総合法律事務所の西村幸太郎弁護士。それから、精神科医の資格を持つ産業医といたしまして、築上町の産業医を務めておられます北九州市の有吉祐睡眠クリニックの守田義平医師。それから、臨床心理士といたしまして、本町の

教育委員会で指導主事を務めていただいている吉澤佳代子氏。それから、住民の代表といたしまして、自治会長会の会長であります太田重文氏。人権擁護委員であります中川和生氏。それから、職員労働組合から2名ということで、委員長、書記長の2名を選任いたしております。以上のメンバーで構成をされております。

委員会の進行状況につきましては、当初、本年4月からの開始を見込んでおりましたが、その産業医の資格を持つ精神科医の該当者がかなり少なく、選考に時間を要したことから、5月29日に第1回の委員会を開催し、その後、会議を重ねまして、8月28日の第4回の会議をもって委員会としての議論を終了したところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 4回会合が持たれたということだったんですけども、出席状況はいかがだったでしょうか。それから、3月の議会の折に、検討事項として幾つかのテーマが示されました。それはその会合の中でどのように展開されたのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） まず、出席状況についてであります、4回の会議、全ての委員さんが出席をされております。ただ、1回だけ、1人の委員さんがこの場に来れないということで、ウェブでの参加ということでございましたが、全ての委員さんが参加をされております。

検討事項につきましては、先ほど議員がおっしゃったような項目につきまして、回数を分けて、第2回ではこのテーマ、第3回ではこのテーマといったような形で、それぞれ全ての議題について議論をさせていただいております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 会議の進行の在り方なんですけれども、私は3月のときもなかなかイメージが湧かないということを申し上げたかと思います。そして、白紙の状態で意見聴取をするというようなお答えをいただいたかと思っております。今回の意見聴取というのは、1つのテーマに沿って、そこにいらっしゃる人たちが意見交流という形でなされたのか、それとも1人ずつ一方的に意見を出し合ったのか、その辺はどうでしょうか。討議ということにはならないと思うんですけども、意見交流的なものかと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） もちろん意見交換、それぞれが意見を出し合って、こうしたほうがいいのではないかというような議論をし合ったということでございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 2番目の質問なんですかとも、実態把握として、職場の現状についてどのような発言があったでしょうかというところです。今回の委員会は、検討課題について具体的な改善策を各委員から意見をもらい、それを取りまとめて具体案を作成するという方法が取られています。また、設定された検討課題の全てが再発防止につながるものだと考えています。

その立場から具体的な発言についてお尋ねします。この項目については、具体的にこういうことについてはどうですかという事前通告をしておりませんので、答えられる範囲でお願いしたいと思います。

まず、3月議会での同僚議員の実態把握から原因究明はどのように進めていますかとの質疑に対する答弁は、実態把握や原因を究明することが目的ではないとした上で、実態把握については、職員労働組合の代表者も委員会に入るので、改善策等検討する中で、職場の現状については御意見をいただけたと考えているという旨のものが答弁でした。問題となった具体的な事案の発生から時間も経過しております。職場の現状についてどのような意見があつたでしょうか。特徴的なものがあれば報告をお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 職場の現状につきましては、この委員会の中でもいろいろと御意見や御質問をいただいたところではございます。

詳細につきましては、公表前でありますので、この場ではお控えをさせていただければというふうに思っておりますけれども、全体的な委員の皆様の現状に対する受け取りということに関しては、町として制度や仕組み自体は国などの指針に沿ってきちんと整備はできているという御認識はいただけたと思っておりますが、その運用の面で、これまで十分に機能していない部分があったのではないかといったような御趣旨の御発言が多かったという感じであります。

また、何よりも現場で働く職員が、どういう職場環境であつてほしいと願っているのかをしっかりと把握すべきであるというような御意見もいただいたところでございます。

こういった御指摘を受けまして、今後の職場環境改善に向けて何をすべきかということを、委員である組合からの意見も踏まえながら、この委員会の中で議論を重ねてきたというような状況でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 検討課題の一つに、ハラスメント発生時の相談等の対応に関する組織の体制というのがありました。一般論としてですけれども、相談したくても、いわゆる筒抜

けになってしまうという考え方がある、率直に言えないというような意見、また、それに対する意見交流というのはあったでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） まさに今、議員さんがおっしゃるように、いろいろと過去の現状を検証していく中で、そういった部分もあったのではないかというような御意見もいただいたところで、それに関する議論もいたしました。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） もう1点、それは第三者委員会の報告には、精神的特性を持った職員に対する対応方法についても、継続的な研鑽、研修の場を設けることが必要不可欠であるとの指摘がなされております。今回もテーマの一つに、精神的な特性を持った職員へのサポート体制というのがありました。この項目の意見聴取の中で、どのような意見が出たのか。その場合に、職員の皆さんとの共通認識として、発達障害者支援法というのを示されていたのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） このテーマにつきましても議論を行っております。様々な御意見もいただいているのですが、詳細につきましては、ここでは控えさせていただきたいと思いますが、非常に難しい問題であるということ、何よりも職員の理解が必要であるというような御意見をいただいたところで、改善策については検討を進めているというところでございます。

ちなみに、発達障害者支援法に関する議論というのは、具体的には出ておりません。直接は出ておりません。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 発達障害者支援法の理念というか、それは共通認識として、委員の皆さんの中に、その法律を示されたというようなことはありましたか。

○議長（山本 定生君） 3番目でよろしいですか。

○議員（8番 岸本加代子君） 3回言ったね。じゃあもういいです。

○議長（山本 定生君） 3番目で言ってもらっていいですが。

○議員（8番 岸本加代子君） じゃあ3番目でお願いします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 先ほども申しましたが、この支援法という法律そのものについての議論は行われておりません。ただ、当然、発達障がいをお持ちの方に対するケア、どういつ

たことが必要なのかということについては、まさにそういった精神科医であったり、臨床心理士の方であったりが、正しい知識をその委員さんの中で共有していただいて、それを基に議論をしたということでございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 委員会でのそういった御意見は、どのような形でまとめられ、いつ公開されるのでしょうかという問い合わせなども、この点でもスケジュールについては、全協で報告がありました。それに間違いないか、変わってはいないかというところをお答え願いたいと思います。

あと、3月の頃にいただいた資料は、意見を踏まえた具体案を事務局でまとめるとあり、事務局は総務財政課の人事担当部署とありました。これはとても大変な作業で、責任が伴うものと思うのですけれども、どういう体制でなされるのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） まず、委員会の形のまとめ方の部分についてであります、委員会でいただきました御意見につきましては、職場環境改善策につながる主な御意見について、同じ趣旨の御発言をまとめた上で要約をして、町が今後取り組んでいく職場環境改善策とともに公表をする予定としております。なお、公表の前には、公表すべき意見に漏れや趣旨の違いがないかなどを委員の皆様に最終確認をいただいた上で公表することとしております。

公表の時期につきましては、現在、事務局のほうで、その委員会の議論を整理し、職場環境改善策の取りまとめを進めておりまして、早ければ来月、遅くとも11月までには公表したいというふうには考えております。

総務財政課事務局で取りまとめということでありますけれども、当然、もう委員会の中で様々な具体的なことも含めた御意見をいただいております。私どもは、それをしっかりと取りまとめをするというところが一番の仕事かなというふうに思っております。今、その作業を進めているというところでございます。私と事務局である職員、（ ）とともにいろいろとまとめをしておりまして、最終的には委員長を務めていただきました西村弁護士にも内容を御確認をいただいて、御意見もいただいた上で最終的な公表につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 分かりました。この職場環境改善委員会の設置というのは、とても大事なものだったと思っておりまして、いただいたいろいろな御意見が取りまとめられ、今後の町にとてもいい結果を与えるものでありますように願っております。

これで一般質問を終わります。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 議席番号9番、矢岡匡。一般質問を行います。

2027年末の蛍光ランプの製造及び輸出入の禁止を見据えた町及び自治体管理の街灯、防犯灯における対応について。

蛍光灯の製造中止や値上がり、そしてLED照明の集中的注文、発注による機材不足、工事業者不足が懸念されており、LED照明の価格にも影響が出ると予測され、早めの交換が推奨されるとのこと。

時間的には、まだ2年以上あるわけではありますが、大事なのは計画的な切替えによって、スムーズかつ円滑な移行を目指すことだろうと考えております。公共施設のLED照明への変換等については、今定例会の補正予算（第5号）で説明のあった、あいあいセンターの設備改修工事として、脱炭素化推進事業債を活用し、切替えを行う事業の事例のごとく、つつがなくしっかりと進めているものと捉えております。

そこで最初の質問です。町と自治会で管理する機器の設置数と総数に対する各割合を教えてください。また、設置や維持管理の費用負担はどうなっているのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 現在、町及び自治会が管理する街灯の総数は934灯であり、内訳は町が493灯、自治会が441灯です。割合としましては、町管理の街灯が半数をやや上回っている状況です。

防犯灯の設置につきましては、役割分担がなされており、町は集落間を結ぶ幹線道路に防犯灯を設置し、村内部の街灯につきましては自治会が設置を担当しております。

また、維持管理費につきましては、自治会への電気代助成を行っております。令和4年度までは8割の助成を行っておりましたが、令和5年度からは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用し、電気代の助成を100%に引き上げております。なお、令和6年度に自治会へ交付した街灯助成金の合計額は147万6,400円となっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 次に、おのので管理する機器のLED照明への更新済み数、そして割合を教えてください。また、機器の価格及び更新後の電気料金については、先日の一般会計補正予算（第5号）のあいあいセンター照明設備改修工事におけるLED照明への切替えによる電気代の削減率は約7割との説明を聞いたところですが、その電気料金の差を教えていただけますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 現在、町が管理しております街灯493灯のうち、232灯がLED化されており、更新済みの割合は47%となっております。

一方、自治会が設置・管理している街灯につきましては、詳細なLED化状況を町で完全には把握できておりませんが、調査中の状況によれば、おおよそ4割程度がLED照明に交換済みであると推測されております。自治会についての詳細な割合や数値については、引き続き調査を進めてまいります。

また、設置にかかる費用についてですが、蛍光灯からLEDへの更新に必要な町の設置費用は、1灯当たり約2万6,000円です。自治会における設置費用については把握しておりません。

次に、LED照明更新後の電気代の差についてですが、電気料金は燃料費調整額等の影響で年々変動いたします。そのため、直近のデータといたしまして、令和7年8月分の電気料金を例に挙げますと、1灯当たりの電気代は蛍光灯では333円、LED防犯灯では151円となっております。このように、LED照明へ変更することで、電気料金は蛍光灯の約半分以下に削減することが可能となっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 分かりました。今後の蛍光ランプの製造及び輸出入の禁止を見据えた町管理機器のLED照明への計画的切替えの方針と見込みをお聞きします。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 町としましては、2027年末の蛍光ランプの製造及び輸出入禁止を見据え、町が管理する街灯・防犯灯のLED化を着実に推進する方針です。

令和4年1月17日には、町と議会の連名で、吉富町気候非常事態宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロのゼロカーボンシティを目指すことを表明いたしました。

また、令和4年4月には、脱炭素先行地域として認定されるなど、町は脱炭素日本一を目指す取組を積極的に行っております。この宣言を受けて以降、町管理の街灯につきましては、玉切れ時に蛍光灯ではなく全てLEDに交換する対応を進めております。

しかしながら、2027年末までに蛍光灯の製造及び輸出入禁止となることで、LED街灯の不足が懸念されております。こうした状況に備えるため、現在交換されていない約261基につきましても、計画的かつ先行的にLED化を進める必要があると考えております。この対応に当たり、LED街灯器具の一括購入等、予算化が必要となる場合には、議員の皆様に御相談をさせていただきながら、具体的な計画の策定を進めてまいります。

町としましては、安全性の確保と環境負荷軽減を両立させる取組をこれからも継続し、地域住民の生活の質の向上に尽力してまいります所存でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 今の答弁の中に、安全性の確保という文言があったかと思います。

花畠町政になって以降で、街灯・防犯灯が従前に対して3割ほど増設されたとのことで、夜間も、より明るく照らされる町となったと言っても過言ではない現状でしょうが、防犯灯としての観点から、さらなる進取的な取組としての考えがないことはないと捉えてよいのでしょうか。

附則ですが、今年、私はウェルビーイング、つまりよりよい状態という意味合いであるウェルビーイングの文言にこだわりを抱いていまして、よりよい状態に向けての返答がいただけるのではと思い、お伺いいたします。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 今、議員がおっしゃいました安全性の確保という点につきまして、先日の6月議会でも申し上げましたとおり、町では令和元年度より職員による街灯の一斉点検を実施するとともに、自治会にも協力を呼びかけながら、夜間の防犯灯の強化に取り組んでまいりました。この結果、特に集落間を結ぶ町道におきましては、街灯が途切れることなく、連続して設置される状況が実現しております。

今後の施策につきましては、全ての住民の方が安心して夜間に移動できる環境づくりをさらに進めるとともに、特に女性の方が夜間1人でも安全を感じられるような取組にも重点を置いてまいりたいと考えております。

そのためには、職員による街灯の再点検を計画するとともに、中学校のPTAや自治会など、地域の関係団体の方とともに連携し、道路に面する建物や構造物の陰となり得る箇所や隠れられる場所などを調査・特定を行い、防犯灯の新規設置を検討してまいりたいと考えております。

また、防犯灯の設置だけでなく、地域住民の皆様と協力しながら、安全意識の向上を図る取組も進めてまいりたいと考えております。

このような取組を通じて、住民一人一人が安心して町内を移動できる環境を整え、特に女性や子ども、高齢者の皆様が夜間でも不安を感じることのない地域社会を目指して、さらなる防犯体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） きっとウェルビーイング度の高い自治体として進んでいくことでしょう。

では、4問目の質問に入ります。自治会管理機器の計画的なLED照明への切替えについて、自治会としては更新の負担が大きくなるであろうと懸念する声や、機器の確保についても心配だ

という声が出ています。過去を鑑みても、この事案は大きな社会変化の事案と受け止め、町として自治会への補助等についての見解をお尋ねいたします。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 自治会管理の防犯灯のLED化につきましては、自治会長の皆様と協議を行った結果、各地区ごとの進捗状況にはばらつきが見られることが確認されております。具体的には、既に防犯灯を全てLEDに交換済みの自治会もあれば、ほとんど進んでいない自治会もございます。その背景の一つとして、自治会の運営費が区費を基盤としていることが上げられます。防犯灯の交換費用も区費から捻出するため、繰越金が少なく、財政が厳しい自治会におきましては、一度に照明器具を購入して交換することが困難であるとの声を伺っております。

このような状況に対し、一部の自治会からは、町による助成を求める声も上がっておりまます。町としましては、防犯対策という観点から、自治会内の防犯灯が減少し、防犯機能が低下することを防ぎたいと考えております。しかしながら、町が未交換の蛍光灯を全て交換する措置を講じた場合、既に先行してLED化を実施された自治会との公平性が損なわれる可能性があると認識しております。そのため、町がLED照明器具を一括購入し、これを自治会に助成する形で、自治会が主体的に器具を交換する方法を検討しております。この方法により、財政負担に悩む自治会でも、防犯灯のLED化を進めやすくするとともに、公平性を確保できると考えております。

なお、この方針につきましては、自治会長の皆様とのさらなる協議を進めてまいります。

また、予算化を行う際には、議員の皆様に改めて御相談をさせていただき、十分な御理解をいただけるよう努めてまいりる所存です。町としましては、住民の安全確保に向けた防犯対策に関しまして、自治会と連携を強化しながら、計画的かつ公平な対応を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 機器の交換に関連して、既存の照明機器の本体はそのまま使用し、蛍光灯をLEDに変更するバイパス工事という名目の工事もあるそうです。本体がそのまま残るわけですから、劣化や費用自体に大きな差がないということでありまして、機器自体をそのまま交換したほうが長く使用することができるということです。その辺、玉だけ交換の話ですけれども、それはあまり進めないほうがいいんじゃないかというふうに思っております。その考え方についていかがでしょうか。同じような考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 今、議員がおっしゃったとおり、器具の一部を交換して安価に対応する方法がございますが、結果的に安定器等の修繕費用を要してしまうということがあります

で、交換する際はLEDの照明器具自体を交換したほうが結果的には安価になるのではないかと  
いうふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） いろいろ説明を伺いまして、街灯・防犯灯機器のLED照明への  
切替えについては、計画的切替えということが担保されているというふうに十分感じました。

本日の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本 定生君） これにて一般質問を終わります。

---

○議長（山本 定生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午前11時48分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 9月17日

議 長

署名議員

署名議員